

令和3年度第1回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要（持ち回り開催）

開催日時及び場所 令和3年6月3日（木）～6月21日（月）（持ち回り開催）

委員 谷口 勢津夫（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）
瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士）
石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）
吉持 敏彦（独立行政法人造幣局 監事）
村上 佳子（独立行政法人造幣局 監事）

審議対象 調達等合理化計画について

- （1）令和2年度の自己評価の点検
- （2）令和3年度の計画策定の点検

個々の契約案件の事後点検【令和2年度下期（10月～3月）】

- （1）新規の随意契約となった案件 3件
- （2）2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 5件
 - ・うち一般競争入札で一者応札のもの (0件)
 - ・うち公募で一者応募のもの (5件)

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- （1）合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検
- （2）随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率（契約金額／予定価格）による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p>調達等合理化計画について</p> <p>(1) 令和2年度の自己評価の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ①競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチームによる点検件数9件、②理事によるチェック件数5件、③契約審査専門官による審査件数41件の行ったとされているが、「点検」「チェック」「審査」と使い分けている理由はあるのか。内容が異なるということか。 <p>・1. で「これ以上の競争促進は望めない状況となっているが」とあるが、その後続く文章とのつながりが少し悪いような気がする。</p> <p>例えば「一者応札・応募・・・鋭意取り組んできたが、未だに一者応札・応募があるので、原則として一者応札・応募・・・。」としてはどうか。</p> <p>(2) 令和3年度の計画策定の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム会議では、新規でない随意契約や2か年連続でない一 	<p>・理事によるチェックは事後報告の際にチェックも受けているのに対し、プロジェクトチームによる点検と契約審査専門官による審査はいずれも事前の関門であり、かつ、プロジェクトチームによる点検は会議を招集して点検しているのに対し、契約審査専門官による審査は決裁の回付・審査事務という事務手続の中で行っており、手続上の位置づけが各々異なるので、従来より用語を使い分けている。</p> <p>・「これ以上の競争促進は望めない状況」との文面は残しつつ、他方で、その後続く文章のつながりが悪いとのご意見も踏まえ、次のとおり修正させて頂きたい。</p> <p><訂正前></p> <p>「一者応札・応募については、かねてからその解消に鋭意取り組み、これ以上の競争促進は望めない現況となっているが、<u>原則として一者応札・応募となった調達の都度、その原因について・・・</u>」</p> <p><訂正後></p> <p>「一者応札・応募については、かねてからその解消に鋭意取り組み、これ以上の競争促進は望めない現況となっているが、<u>引き続き、一者応札・応募となった調達の都度、その原因について・・・</u>」</p> <p>・ご指摘のとおりである。制度としては、新規の競争性のない随意契約案件の事前審査、競争性のない随意契約案件及び2か年</p>

者応札となった案件も点検しているのか。

連続で一者応札となった案件の点検・審議を行うこととされているが、予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検も行う必要があることから、すべての随意契約及び一者応札となった案件についても点検をしている。

個々の契約案件の事後点検

(1) 新規の随意契約となった案件
(意見・質問なし)

(2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件

・白銅鑄塊、青銅鑄塊は、2年連続して公募で一者応札・応募となっているが、毎年調達する必要があるのか。

・貨幣材の調達は、毎年度財務大臣と締結する貨幣製造契約により指示される製造枚数を踏まえて行うので、毎年度調達している。

・白銅鑄塊、青銅鑄塊調達の契約の相手方は、前回の一者応募となった会社であるのか。また、潜在的にみて、応募者数の増加を期待することが難しい場合、どのような理由が考えられるか。

・貨幣材の調達先業者は、以前は複数者いたが、現在では、特定の一者だけとなっている。このため、前回の調達においても、今回と同じ会社の一者応札であった。貨幣の製造数量が高水準で安定し、材料を大量かつ長期間継続的に調達する状況とならない限り、新規に設備投資を行ってまで参入してくる業者があるとは考えにくい状況である。

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

(1) 合理化計画の実施状況の点検

・工事にかかる競争による契約のうち低入札価格調査を実施した案件が5件ある。これらに関する説明は、個々の契約案件ごとに個別的にされているのではなく、5件について総じて・一般的にされており、その説明内容それ自体については、一般論としては、特に問題があるとは思わないが、念

(委員指摘を受けて、5件各々の低入札価格調査の結果について具体的に説明した)

のため、個々の案件ごとに説明されたい。
工事契約については、物品契約に比べ、低入札の比率が以前からかなり高いように思うので、より慎重かつ厳正な説明が必要であると考えるところである。

・令和2年度下期における調達等合理化計画の実施状況の点検中、「A」、「B」、「C」及び「D」については、落札率が低い他の案件と「同様の理由」で、履行に問題はないことを確認したとの説明であるが、「同様の理由」とは、「2者が毎回競争しているため安価な金額で契約できている」ということを指し、競争原理が働いて低入札にはなるが、いつもちゃんと履行しており、問題ないということか。

(2) 随意契約等における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検

・「E」の契約金額は予定価格に極めて近い額となっているが、その経緯について説明されたい。

・公募で一者応募となった案件のうちでも、「F」については、「契約金額／予定価格」が他に比べて一段低くなっているが、前年度（令和元年度）のこの比率はどのレンジになっていたのか。もし令和2年度と同じレンジだったとすれば、なぜ上昇しなかったのか。また、もし異なるレンジだったとすれば、変動（上昇又は下落）の原因はどのようなものと考えられるか。

・「A」については、複数者が毎回入札に参加しており、競争原理が働いた結果として、安価な金額で契約できているもの。安価な金額ではあるが、過去の契約実績においては問題なく履行されており、今回についても履行に問題はないことを確認している。

また、「B」については3者が、「C」については7者が、「D」については5者が、それぞれ入札に参加しており、競争原理が働いた結果として、安価な金額で契約できたもの。こちらも、安価な金額ではあるが、履行に問題はないことを確認している。

・「E」の調達も含め一者応札となる案件については、落札率はおのずと高水準となる傾向がある。とは言いつつも、落札率の分析等を通じ、価格合理性の担保を図るなど、合理性、透明性の確保に注力している。

・本件は、前年度（令和元年度）までは単年度ごとに、予定価格の作成を要しない少額随契にて調達していたが、業者撤退のリスク回避とスケールメリットを活かしより安価に調達することを期待して令和2年度から複数年の調達に切り替えている。このような経緯から、前年度との落札率での比較はできないので、ご理解いただきたい。いずれにせよ、本件の予定価格は適正な水準であったが、先方からは予想を上回る安

	<p>価な金額を提示されたため、結果として低い落札率となったものである。</p>
--	--